

# 秋田地方気象台屋上螺旋階段踊り場補修等工事仕様書

令和7年8月

秋田地方気象台

## 1 工事件名

秋田地方気象台屋上螺旋階段踊り場補修等工事

## 2 適用範囲

本仕様書は、秋田地方気象台屋上螺旋階段踊り場の補修を行うものである。

## 3 工事場所

秋田第二合同庁舎屋上

秋田市山王七丁目 1 - 4 (別紙 1, 2, 3, 4, 6, 7)

## 4 本件に係る連絡先

(1) 秋田地方気象台 (作業及び提出物に関する事)

〒010-0951 秋田市山王七丁目 1 - 4

TEL 018-824-0376

(2) 仙台管区気象台総務部会計課 (契約に関する事)

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1 - 3 - 15

TEL 022-297-8124

## 5 工事期限

令和 7 年 11 月 21 日

## 6 監督

(1) 発注者が任命する監督職員により、本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行う。

(2) 監督職員は、工事の進捗状況及び提出書類の内容について、補足説明や補足資料の要求を行うことができる。受注者は、その説明や資料の提出について監督職員の指示に従うこと。

(3) 受注者は、本仕様の細部及び内容に疑義を生じた場合は、監督職員と打合せの上、その指示に従うこと。

## 7 検査

(1) 工事完了後、発注者が任命する検査職員により、検査を行うものとする。検査は本仕様書の内容に適合するか否かにより、合格または不合格の判定を行うものとする。

(2) 受注者は、検査職員の職務の遂行に協力すること。

## 8 提出書類

受注者は以下の書類を電子ファイル形式で監督職員へ提出すること。提出書類のサイズは「日本産業規格A列4番」を原則とすること。

電子ファイルは汎用性の高い形式（エクセル、ワード、PDF等）、画像ファイルはJPEG形式とすること。

### (1) 工程表

受注者は、作業に係る工程表を契約締結後速やかに監督職員へ提出し、その承諾を得ること。なお、工程表に変更が生じた場合は、速やかにその旨を監督職員に連絡するとともに変更後の工程表を提出すること。

### (2) 作業日報

その日の作業内容及び作業責任者を記載した作業日報を、作業終了後直ちに提出すること。様式を別紙5に示す。

### (3) 工事写真

各写真に撮影年月日及び説明事項を付記したものを工事完了後速やかに監督職員に提出すること。各写真には説明及び日付を付すこと。

その他、営繕工事写真撮影要領（最新版）によること。

## 9 工事内容

### (1) 踊り場補修工事

東側屋上の踊り場の既存エキスパンドメタルの上に、新規に白色に塗装したエキスパンドメタルを用意の上、設置を行う。

### (2) 塗装工事

#### (ア) 素地調整

ケレン3種とする。

#### (イ) 錆止め塗装

変性エポキシ樹脂塗料2回塗りとする。

#### (ウ) 塗装

- ・中塗り 鋼構造物用耐候性塗料1回塗りとする。
- ・上塗り 鋼構造物用耐候性塗料1回塗りとする。

## 10 使用材料

(1) 鉄部錆止め塗装は、日本ペイント（株）ハイボン20ファイン、又は同等品とする。

(2) 中塗り塗装は、日本ペイント（株）デュフロン100ファイン中塗りU、又は同等品とする。

- (3) 上塗り塗装は、日本ペイント（株）デュフロン100ファイン、又は同等品とする。
- (4) 塗装色は白色とする。

#### 1.1 連絡及び指示事項

- (1) 工事は別途指示する以外は、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日に実施することとし、時間は8:30~17:15 とすること。
- (2) 作業日時は監督職員と協議し、事前に承認を得ること。作業日時を変更して作業を行う場合は、その旨を監督職員に連絡し、承認を得ること。
- (3) 本作業実施の際には、既存施設などに損害を与えぬよう十分に注意し、万一損害を与えた場合は受注者の責任のもと、速やかに修復すること。
- (4) 作業にあたっては、事故のないよう対策を講ずるなど安全に万全を期すこと。
- (5) 本作業に使用する車両、機材、測定器、工具等は全て受注者が用意すること。
- (6) 本作業において必要な光熱水費については、受注者の負担とする。
- (7) 本作業によって生じた廃棄物等は全て場外搬出のうえ受注者の責任で適法に処分すること。
- (8) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年6月19日法律第54号）」に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- (9) 労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とすること。
- (10) 稼働中の機器や施設に影響を与えないよう注意すること。なお、工事にあたり、機器の運用に影響が懸念される場合は、監督職員と調整を行うこと。
- (11) 合同庁舎入居官署の業務及び来庁者の安全確保に十分留意のうえ作業を実施することとし、合同庁舎管理官署から別途指示があった場合は監督職員に連絡し、その指示に従うこと。

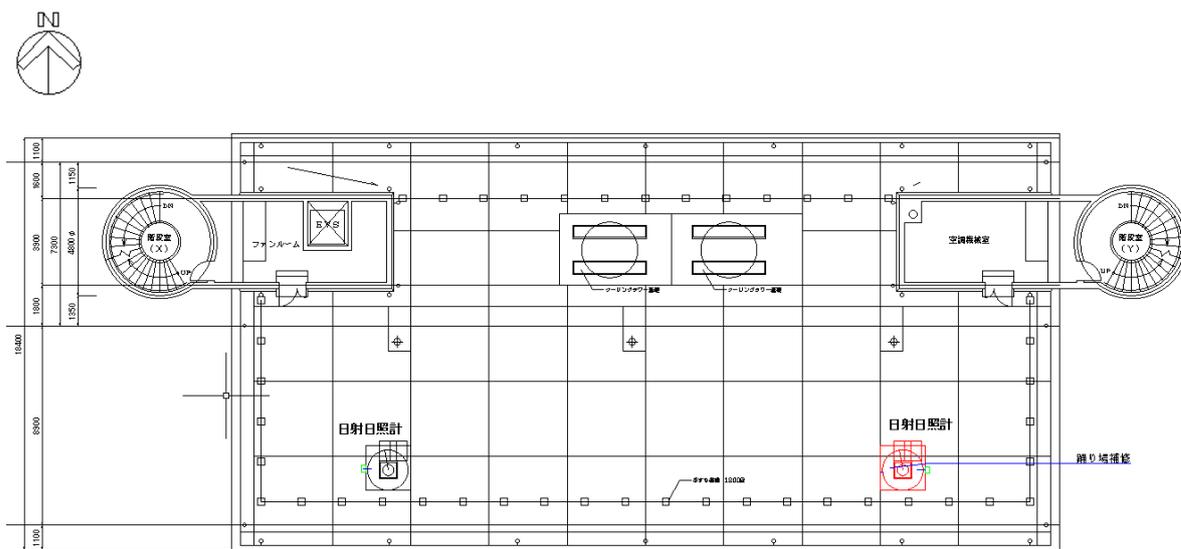
### 作業場所案内図

【所在地】 秋田県秋田市山王七丁目 1 - 4 (秋田第二合同庁舎)

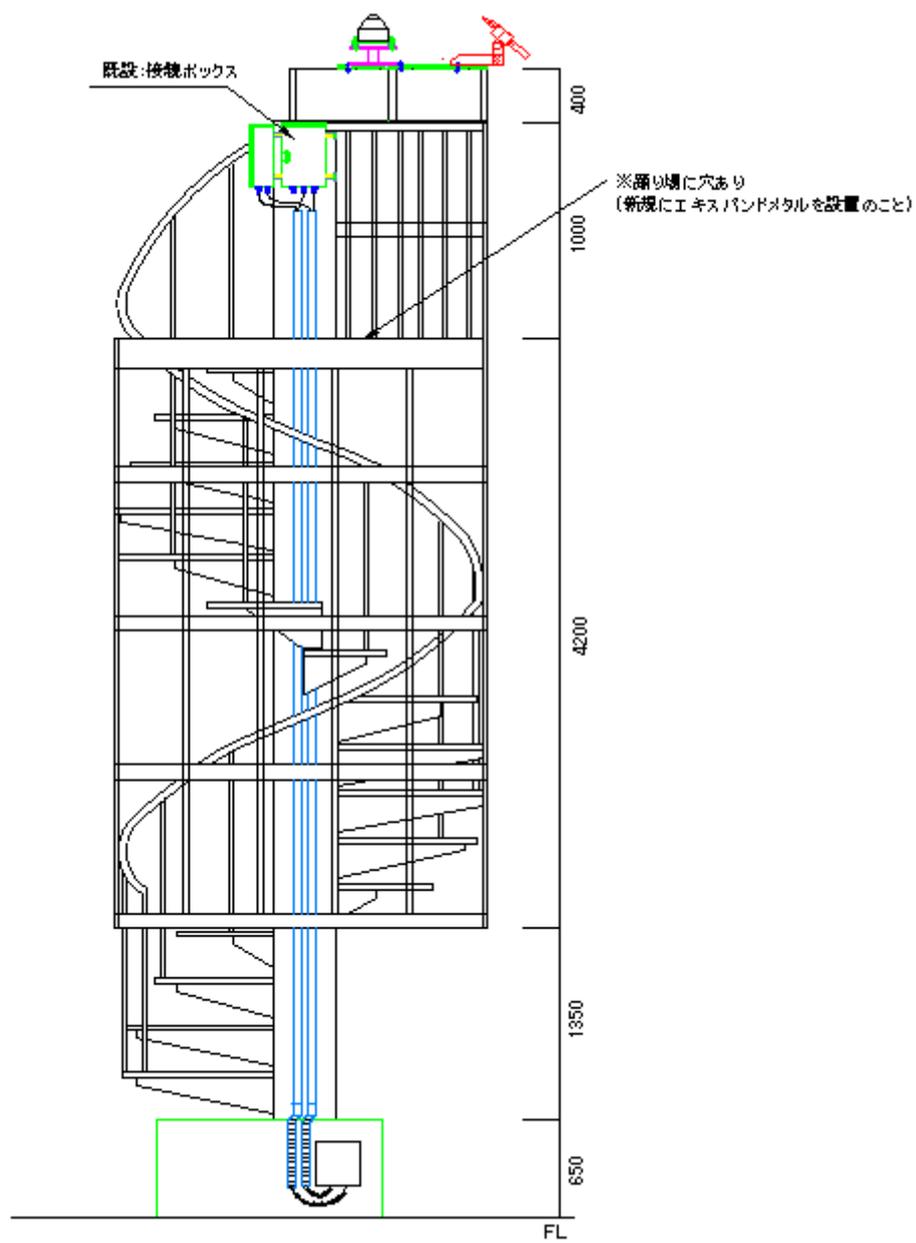


(出典：国土地理院 WEB)

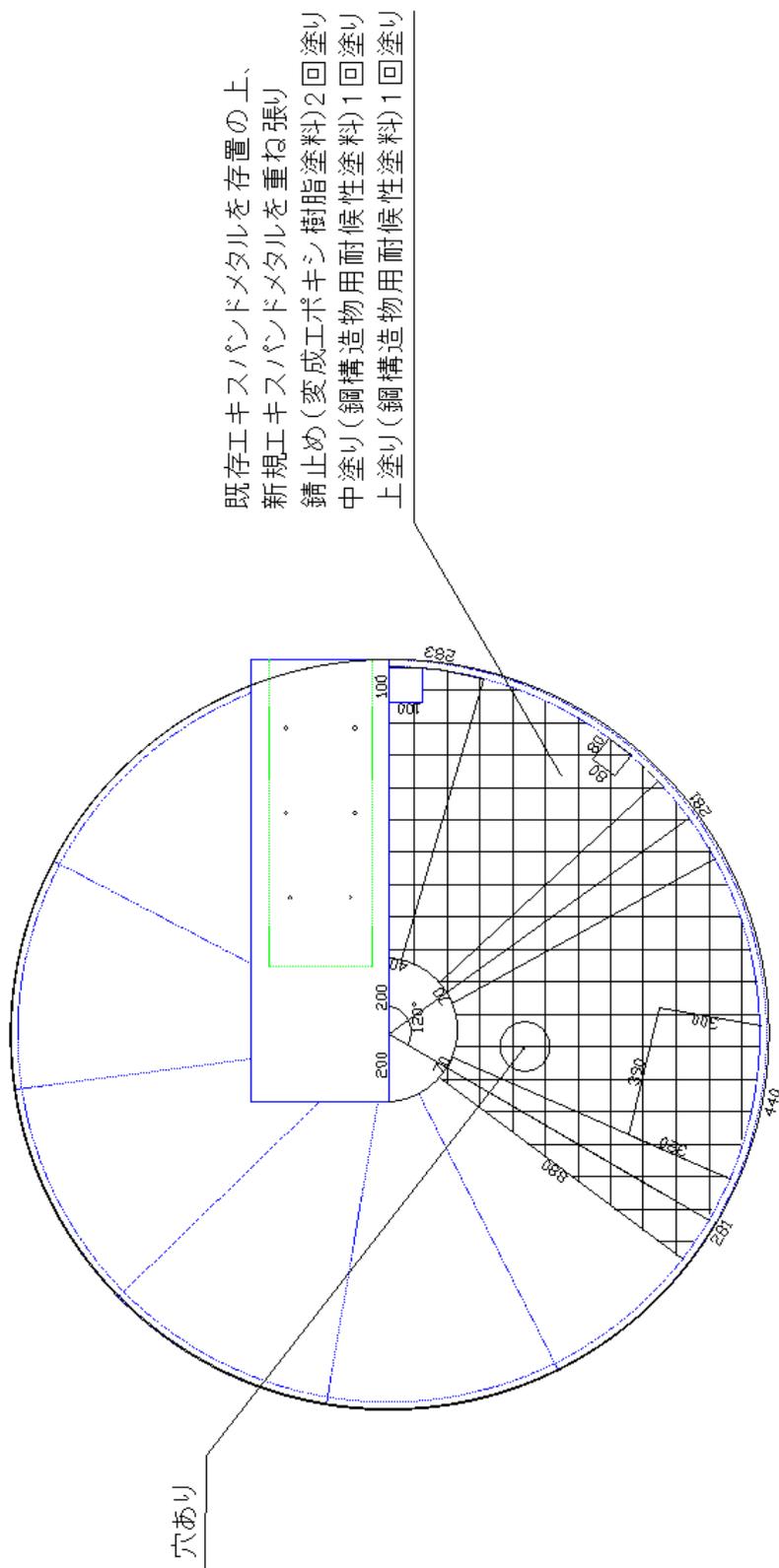
補修対象の踊り場の位置  
(第二合同庁舎屋上内)



屋上平面図



立面図



踊り場平面図

# 作 業 日 報

別紙 5

令和 年 月 日	曜日	天 候				
契約件名	秋田地方気象台屋上螺旋階段踊り場補修等工事	会社名等				
作業時間	時 分～ 時 分	作業責任者				
作業場所	秋田第二合同庁舎屋上	作業人員	技術者 名	工 数	技術者 人時	進捗率 %
			労務者 名		労務者 人時	
作業内容						
打ち合わせ事項						
材料等の搬入状況						
翌日の予定						

- 注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。



螺旋階段  
現状全景



螺旋階段  
現状全景（補修側）



螺旋階段踊り場  
下部より  
現状全景（補修側）



踊り場  
現状全景



踊り場  
現状全景